

第 4 7 号議案

中野区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 6 月 2 7 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

旅館業法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

## 中野区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中野区職員の給与に関する条例（昭和26年中野区条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第8備考2中「第2条」を「第2条第2項」に、「ホテル営業又は旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。